



入管庁管第2651号
令和元年11月19日

日本私立大学団体連合会
会長 長谷山 彰 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長 根 岸 功

来春に卒業予定の外国人留学生在留資格「特定技能」への移行を希望する場合の取扱いに係る周知について（依頼）

本年4月1日に運用が開始された特定技能制度の技能試験及び日本語試験に合格をし、卒業後に特定技能へ移行する留学生からの在留資格変更許可申請が、年度末にかけて集中することが見込まれます。

この点、留学生からの申請については、申請取次者を介することなく、留学生が自ら必要書類を準備して申請を行う傾向にあるため、申請後に必要書類の追加提出や補正を求める案件が多くなるなど、通常の案件に比して審査に時間を要することが予想されます。

各地方出入国在留管理局においては、留学生の国内での就職を支援するため、現在、留学生の就職支援に係る専用の窓口を設け、在留資格変更申請に係る様々な事前相談に対応しているところですが、本年12月1日以降、同窓口の体制を強化し、留学生や教育機関関係者、企業関係者からの特定技能への移行に向けた相談を受け付けるとともに、事前予約の有無にかかわらず、申請書類の事前点検を行うなどの支援を行うこととしましたので、お知らせします。

ついては、来春に卒業を予定している留学生のうち、卒業後に特定技能への移行を希望する者に対し、留学生の就職支援に係る専用の窓口を積極的に活用するとともに、申請書類の準備が整い次第速やかに申請するよう周知することについて御協力をお願いいたします。